



News 3月号 News 3月号

麻布M&Aセンター・株式会社叶光 (ToKo)

飯島総合会計事務所

発行人/飯島 一郎 今月編集者/高田 由加

〒106-0046 東京都港区元麻布3-2-19-4F

Tel : 03-5775-1631 Fax : 03-5775-1632

URL : <http://www.is-tax.co.jp/>

☆平成29年度税制改正について☆

平成29年2月3日に平成29年度税制改正法律案が国会に提出されています。本改正法律案もほどなく成立に向かうと思われます。

本号では、その改正案の中で、個人所得税の改正である配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについてお知らせいたします。

配偶者控除とは、所得税上の控除対象配偶者がいる場合に、所得控除を受けることができる制度です。

控除対象配偶者とは、年末時点で配偶者の年間合計所得が38万円以下（給与のみの場合は、給与収入103万円以下）などの要件を満たす場合に、所得控除を受けることができる制度です。

改正案では、適用を受ける居住者自身の合計所得金額によって、配偶者控除の金額が変わることになります。

合計所得金額が、1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないことになりました。給与収入ですと、1,120万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととなる見込みです。

配偶者特別控除の改正は、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下（現行：38万円超76万円未満）となり、ご本人の所得によって控除額が変わるといものになります。この場合でも、合計所得金額が1,000万円を超える居住については、適用できません。

給与所得で言われていた配偶者の収入の103万円の壁が150万円となり、さらに配偶者特別控除が受けられる収入が141万円から201万円未満となります。ただ、新しい法案では、ご本人の所得によって控除金額が変更となりなかなか複雑です。社会保険料の負担も考慮にいれなければなりません。

法案が成立すれば、平成30年の所得分から適用になります。来年のことではありますが、配偶者の働き方を見直しはじめてはいかがでしょうか。

詳しくは、担当者にお問い合わせ下さい。

☆コラム（飯島のつぶやき）☆

恐るべし投資詐欺

友人の弁護士からの情報、典型的な投資詐欺です。

「10万円投資すれば月利5%で返ってきますよ。元本の10万円はいつでも返金できますよ。」と言われて、10万円ならいいかと思って試しに預けてみると、実際に、毎月5%の5000円が入金される。これはすごい、年利は60%、6万円になる。6ヶ月順調に入金されたので、自分の預金300万円を全部投資したいと思うようになる。毎月5%の15万円が入ってくる。15万円の不労所得が生まれたと思う、もっと増やせば働かなくても暮らせるのではないかと思う。実際にしばらく毎月15万円が入金される。これはもうとんでもない素晴らしい投資だと確信する。

ここで、投資元に提案される。「①消費者金融で借りてきて投資額を増やさないか。②友人を紹介してくれたら友人が投資した金額の10%を紹介料としてあげますよ。」消費者金融で借りても年利18%、月利にすれば1.5%なので、差額の3.5%が利益になる。消費者金融から500万円の借金をする。

この投資は友人にも利益をもたらすと思い込んで友人にも紹介する。友人は、「まじか、おまえがいうなら間違いはない、通帳見せて」、「いいよ」、「ほんとだ、すごいこれ、絶対儲かるな。」友人Aも300万円投資する。友人BもCも投資する。友人A~Cもしばらくは毎月の配当を受ける。友人A~CはさらにD~Zの大勢を紹介する。

全員の投資額が数億円に達したところで、突然、毎月の支払が止まる。不審に思って連絡するとつながらない。何度もかけるとやっとつながる。どうやら投資がトラブったみたい。来月は振り込まれるらしい。来月になる。1%分しか振り込まれない。おかしい。みんな連絡する。連絡がつかない。返金についての合意書が送られてくる。投資が失敗したから元金を1000回払いで返したいって。サインする人もいる。納得できなくて裁判する人もいる。警察に行く人もいる。消費者金融から借りた人は借金だけが残る。

他方の詐欺師はというと、詐欺罪は懲役10年以下。もし捕まったとしても、5億円だまし取ることができていれば、10年刑務所に入ったとしても、年収5000万円、しかも税金は払っていない。

今月の一言

『未来はわからない方がいい!』

未来が見えないから、苦しくて、苦しくてどうにもならないときでも、夢を追いながら生きていけるんだ。